

さいたま市伝統産業活性化事業の概要

さいたま市の伝統産業とは

さいたま市の風土や歴史の中ではぐくまれ、固有の技術や技法をもとに受け継がれてきた伝統的な産業は、日々の生活に潤いをもたらすとともに、地域の個性を豊かにする貴重な財産です。さいたま市では、この貴重な財産を「さいたま市ブランド」としてその存在と魅力を広く発信しています。

さいたま市伝統産業

さいたま市では、伝統的な技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から、本市の固有のものとして発祥し、現在もその伝統性を維持しながら経済活動を行っている「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」の3つの産業を「さいたま市伝統産業」に指定しました。

さいたま市伝統産業事業所

さいたま市伝統産業に属する事業所、伝統的な工芸技術を継承する事業所及び地域の特性と深い関連のある事業所を「さいたま市伝統産業事業所」に指定しています。指定の要件は次のとおりです。

伝統産業事業所指定要件

○伝統産業に属する事業所（1号）

次の①～③を全て満たすこと

- ①指定を受けた産業において、事業を行っていること。
- ②岩槻人形協同組合、大宮盆栽協同組合、浦和のうなぎを育てる会に加入していること。
- ③江戸時代からの手しごとの伝統的技術を継承していること。

○伝統的な工芸技術を継承する事業所（2号）

次の①～③を全て満たすこと

- ①武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること。
- ②市内で創業して30年以上経過していること。
- ③10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること。

○地域の特性と深い関連のある事業所（3号）

次の①～③を全て満たすこと

- ①その成り立ちが、本市の風土や歴史等の地域特性と深く関連していること。
- ②市内で大正時代以前に創業していること。
- ③経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。

伝統産業ロゴマーク

伝統産業及び伝統産業事業所をさいたま市ブランドとして広くPRするためにロゴマークを作成しています。本ロゴマークは、さいたま市における伝統産業のシンボルであり、指定された事業所においては、「さいたま市ブランド」として訴求活動の一環として、様々な企業活動のなかで表示することができます。

伝統産業事業所のPRについて

- ①ホームページ、ガイドブックの作成
- ②イベントなどへの出展等



さいたま市伝統産業事業所の指定について

伝統的な工芸技術を継承する事業所（要綱第4条第1項第2号）

事業所名		五関張り子 山崎楽山	
所在地		さいたま市桜区大久保領家382	
代表者氏名		山崎 楽山	
工芸品の名称		五関張り子	
指定基準	①武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること	○	<p>下級武士の内職であった張り子作りに初代・蓮見萬次郎が目を付け、農作業のかたわら作り始めた。蓮見家の張り子はダルマ・人形・面で、親子4代に渡り受け継がれ、現在は、4代目豊七より技術を引き継いだ山崎楽山が5代目として伝統の技を守っている。</p> <p>水を吸わせた張り子紙を木型に張り合わせ、天日干し後に型を抜く。張り子人形は、これらを張り合わせて細かいパーツを取り付け、膠と胡粉を混ぜたものを塗り込み、顔料で色付けする。</p>
	②市内で創業して30年以上経過していること	○	<p>明治時代初期に、五関地区で初代・蓮見萬次郎が創業。ダルマは県内外のダルマ市で、虎と人形はいずれも雛祭用の飾り物として雛市や雛人形店で販売された。面は一年を通して県内や浅草の玩具店で販売された。現在は民芸品店での販売や受注生産を行っている。</p>
	③10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること	○	<p>山崎楽山は、昭和50年頃より、4代目蓮見豊七に勧められ張り子作りを開始。平成9年に5代目を引き継ぎ、現在に至る。</p>
その他	根拠資料、参考文献等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮 埼玉県立博物館「埼玉県立博物館紀要 3」、1977年発行、P10～14, 17 ・埼玉新聞「継承ストーリー」、2021年5月12日発行、10面

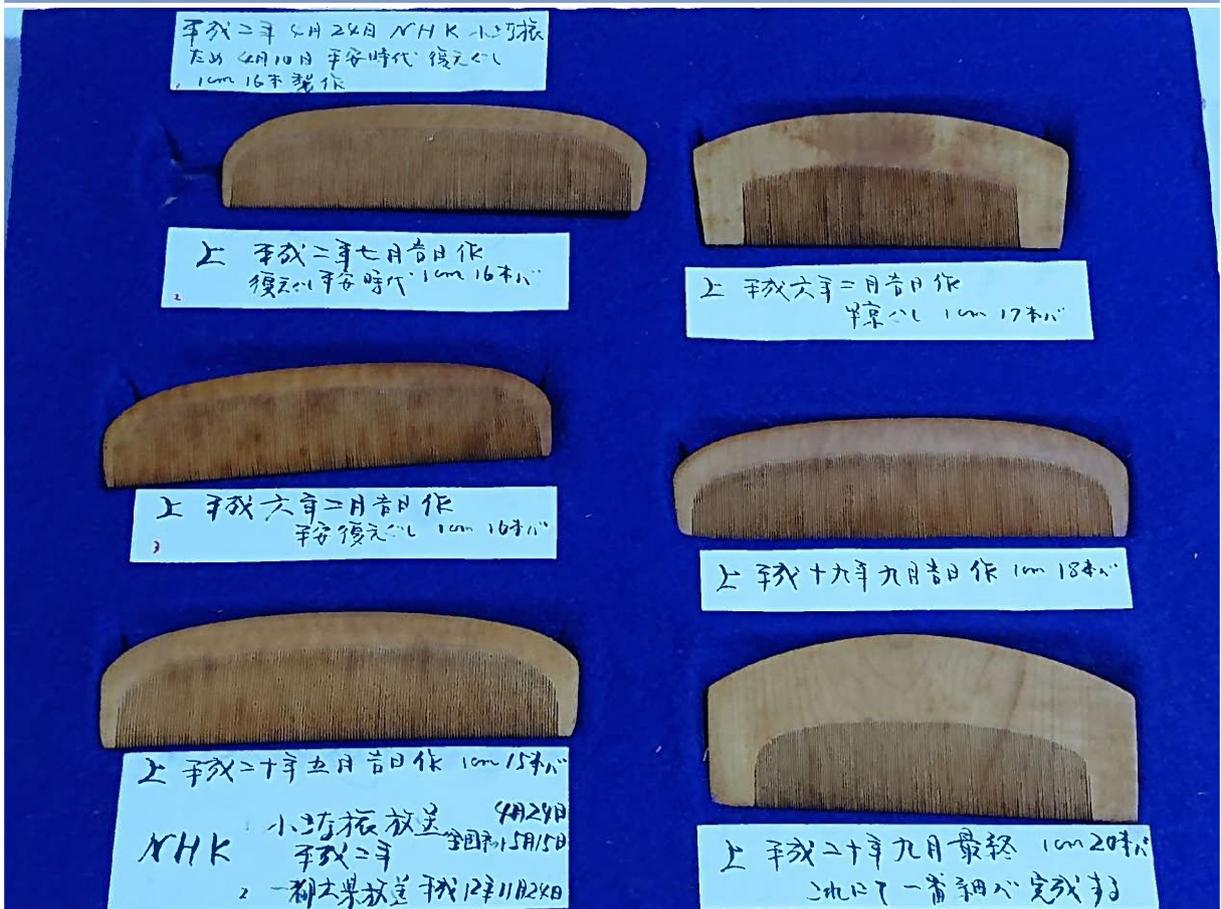
山崎楽山 張り子人形 (五関張り子)



伝統的な工芸技術を継承する事業所（要綱第4条第1項第2号）

事業所名		広島つげ櫛店	
所在地		さいたま市中央区鈴谷5-10-9	
代表者氏名		広島 政夫	
工芸品の名称		江戸東櫛	
指定基準	①武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること	○	江戸時代、つげ櫛は日本髪と密接なつながりをもって発展し、多くの櫛屋があった。 江戸東櫛は、希少な国産つげを使ったつげ櫛。薩摩つげを素材に、乾燥と飯伏を繰り返して、手製のカンナやのこぎりで形を整える。歯を挽く作業は、専用ののこぎりや研磨用の砥草で仕上げる。表面をこすり木目を浮き上がらせ、鹿の角で磨き、椿油でつやを出す。 戦前は60人以上の職人により8分業で作っていたが、現在は、約40の全工程を全て一人で行っている。
	②市内で創業して30年以上経過していること	○	1945年3月の東京大空襲をきっかけに、東京下町の柳橋から旧大宮市へ。その後、中央区鈴谷へ移転。
	③10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること	○	4代目・広島政夫（昭和11年生まれ）は12歳の頃から職人修業を開始、18歳のときに父・道太郎が倒れ、家業を継いだ。 昭和58年、宮内庁からの依頼で女性皇族のための13店組櫛を作り昭和天皇へ献上。 力士の大銀杏や歌舞伎のかつらを結うための組櫛なども作成。 幅7.5cmのつげ櫛で1cmあたり20本の歯入れを成し遂げる技術をもつ。
その他	根拠資料、参考文献等	○	・岩槻 埼玉県立民俗文化センター「埼玉県立民俗文化センター研究紀要 第3号」、1986年発行、P1~3, 23~31 ・埼玉新聞「継承ストーリー」、2021年10月6日発行、9面

広島つげ櫛店 つげ櫛 (江戸東櫛)



さいたま市伝統産業活性化事業の取組

- ・伝統産業ホームページ
- ・伝統産業Facebook
- ・伝統産業ガイドブック
- ・伝統産業紹介漫画
- ・商業施設、イベント等への出店

さいたま市伝統産業 ホームページ

● URL

<http://www.saitama-dentousangyou.com/>

● 令和2年度実績

年間アクセス数 166,256件

取材記事掲載数 12件



伝統産業紹介

● さいたま市伝統産業とは

さいたま市の伝統産業についてのご説明をさせていただきます。

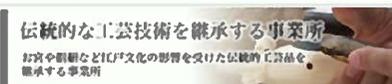
● 伝統産業に属する事業所

伝統産業に属する事業所（岩槻の人形・大宮の盆栽・浦和のうなぎ）を一覧にてご紹介いたします。



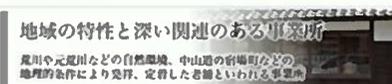
● 伝統的な工芸技術を継承する事業所

伝統的な工芸技術を継承する事業所を一覧にてご紹介いたします。



● 地域の特性と深い関連のある事業所

地域の特性と深い関連のある事業所を一覧にてご紹介いたします。



伝統産業事業所の見学・体験

● 伝統産業事業所の見学・体験

各種伝統産業事業所の見学や体験に関する情報を掲載しております。

観光案内所

● 観光案内所

さいたま市の観光案内所の情報を掲載しております。



伝統産業最新情報

[一覧はこちら>>](#)

- 2021年10月13日
辻旗店さんが埼玉新聞に掲載されました！
- 2021年9月27日
和菓子『蘭根製菓』さんを取材いたしました！
- 2021年8月27日
岩槻の人形『明玉人形店』さんを取材いたしました！
- 2021年7月26日
木工（臼杵）『小瀬木工』さんを取材いたしました！
- 2021年6月23日
青山茶舗さんが埼玉新聞に掲載されました！
- 2021年6月14日
大宮区役所が伝統産業事業所の展示を行っています！

さいたま市伝統産業 Facebook

●アカウント

saitama.dentousangyou

●フォロワー

258人(令和3年11月18日時点)

●令和2年度実績

年間更新数 256件



さいたま市伝統産業

さいたま市の伝統産業の紹介やイベント情報などを発信します。

投稿 基本データ 写真 動画

自己紹介

- ✓ フォロワー258人
- ① ページ・商品・サービス
- 🌐 saitama-dentousangyou.com

さいたま市伝統産業

つらぎ 『小伝家』さん
埼玉の自然白濁にも適はれた武蔵第六天神社のすぐそばに建つ、明治23年創業の4代続く焼店。自家製の酵母は「たれ」で焼き上げた焼餅は、通ちるなるほど、薪の匂かった餅かきで建のある焼餅は、その伝統の味を一層きわだたせてくれます。
【所在地】 岩槻区大字大戸1719
【電話】 048-799-1023
【営業時間】 11:30~20:30 (予約制) ... もっと見る

写真

すべての写真を見る



さいたま市伝統産業 ガイドブック

●令和2年度実績

作成数 10,000冊

配布場所 区役所、
支所、市民の窓口、
コミュニティ施設、
公民館、図書館、
博物館、観光案内所、
商工会議所、
伝統産業事業所 等

さいたま市 伝統産業ガイドブック

Saitama City's Traditional Industries Guide Book



さいたま市伝統産業 紹介漫画

●令和2年度実績

作成数 13,000冊

配布先 市内小学校（3年生）



商業施設、イベント等への出店による販路拡大

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度・令和3年度は実施なし

(参考) 令和元年度実績

- 鉄道ふれあいフェア
- 伝統産業フェア
- 浦和競馬地域連携事業



わが街が誇る伝統の技に触れてみませんか

さいたま市
伝統産業フェア開催

さいたま市の伝統産業事業所による製品の展示や販売を行います。
販売商品の中には、買くなり買取終了となるものもございます。

開催日時 / 会場

10月19日(土) 午前10時～午後5時
10月20日(日) 午前10時～午後5時
浦和コルソ1階コルソ通り

人形

盆裁

漆物

畳

さいたま市
伝統産業

伝統的な技術や精神に基づき、市固有のものとして発祥し、一定の実績をなし、現在もその伝統を受け継ぐ「岩崎の人形」「大宮の盆裁」「瀬戸のうなぎ」の3つの産品を「さいたま市伝統産業」に指定しています。

さいたま市
伝統産業事業所

伝統産業に属する事業所をはじめ、伝統的な工芸技術を継承する、または地域の特色と深い関連のある事業所を「さいたま市伝統産業事業所」に指定しています。

伝統産業及び伝統産業事業所を、さいたま市ブランドとして広くPRするために作成した、伝統産業マークです。

令和3年度第1回さいたま市伝統産業委員会（書面開催） 議事概要

- 1 日 時 令和4年1月
- 2 会 場 ー
- 3 出席者 川越委員、伊藤委員、新井委員、濱野委員、大森委員、恩田委員、
中島委員
- 4 会議の公開・非公開の別 非公開
さいたま市伝統産業委員会規則第4条の規定による。
- 5 議題
 - (1) 伝統産業事業所の指定について
 - (2) 伝統産業活性化に向けた施策について

【議事概要】

(1) 委員長選任

さいたま市伝統産業委員会規則第2条の規定に則り、委員の互選により、川越委員が委員長に選出された。

(2) 議題

①伝統産業事業所の指定について

申請のあった伝統産業に属する事業所2件（下表）について、さいたま市伝統産業事業所と指定することが承認された。

伝統的な工芸技術を継承する事業所（要綱第4条第1項第2号）

	事業所名	代表者氏名	種別	所在地
1	五関張り子 山崎楽山	山崎 楽山	五関張り子	桜区大久保領家 382
2	広島つげ櫛店	広島 正夫	江戸東櫛	中央区鈴谷 5-10-9

②伝統産業活性化に向けた施策について

さいたま市の伝統産業活性化に向けた施策について、意見交換を行った。